

護して家庭の福祉に必要な支援措置をすることを目的とする施設。

7. 児童相談所：児童とその家族の問題に関する相談、治療、予防及び研究などを目的とする施設。
8. 児童専用施設：児童公園、子供遊び場、児童会館、体育、芝居、映画、科学実験展示施設、児童休憩宿泊施設、キャンプ場等、児童に健全な遊び・娯楽、その他様々な便宜を提供して心身の健康維持と福祉増進に必要なサービスを提供することを目的とする施設。
9. 児童福祉館：地域社会児童の健全育成のために心身の健康維持と福祉増進に必要なサービスを提供することを目的とする施設。
 - ②第1項の規定による児童福祉施設は総合施設で設置することができる。
 - ③児童福祉施設は各施設の固有業務外にも次の各号の事業が実施できる。
 1. 児童家庭支援事業：地域社会児童の健全な発達のために児童、家庭、地域住民に相談、助言及び情報を提供する事業。
 2. 児童昼間保護事業：やむをえない事由によって家庭での昼間保護ができない児童を対象として個別的な保護と教育を通じた児童の健全な成長を図る事業。
 3. 児童専門相談事業：学校不適応児童などを対象として正しい人格形成のための相談、治療 及び学校暴力予防を実施する事業。
 4. 虐待児童保護事業：虐待児童の発見、保護、治療及び児童虐待の予防などを専門的に実施する事業。
 5. 共同生活家庭事業：保護を必要とする児童に家庭と同様の住居条件と保護を提供することを目的とする事業。
 6. 放課後児童指導事業：低所得層の児童を対象に放課後、個別的な保護と教育を通じた健全な人格形成を目的とする事業。

第 17 条(児童専用施設の設置)①国家と地方自治体は児童が常に利用できる児童専用施設を設置できるように努力すべきである。

- ②児童が利用できる文化・娯楽施設・交通、その他のサービス施設などを設置・運営する者は大統領令が定めることによって児童の利用便宜を考慮した便益設備を揃えて児童に対する入場料と利用料などを免除できる。
- ③児童専用施設の設置基準等に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。

第 18 条(施設長の義務)児童福祉施設の長は保護児童の権利を最大限に保障すべきであって親権者のいる場合、保護児童の家庭復帰のために適切な相談と指導を並行して実施すべきである。

第 19 条(児童福祉施設従事者)①児童福祉施設には必要な専門担当者を配置すべきである。
②児童福祉施設従事者の職種と数、その資格及び配置基準は大統領令で定める。

第 20 条(児童福祉施設従事者の教育訓練)①保健福祉部長官は児童福祉施設従事者の養成及び資質向上のための教育・訓練を実施すべきである。

- ②保健福祉部長官は第1項の教育訓練を大学(専門大学を含む)、または児童福祉団体、その他に教育訓練施設(以下「教育訓練施設」という)に委託して実施できる。

第 21 条(施設の改善、事業の停止、閉鎖等)保健福祉部長官、市・道知事、または市長・郡守・区庁長は第14条第2項の規定によって設置された児童福祉施設、第20条第2項の規定による教育訓練施設(大学及び専門大学を除く)が次の各号の1に該当する時には所管によってその施設の改善、事業の停止、委託の取消、または施設長の交替や施設の閉鎖を命じることができる。

1. 施設が設置基準に満たない場合。
2. 社会福祉法人、または非営利法人が設置・運営する施設の場合、その社会福祉法人、または非営利

法人の設立許可が取り消された場合。

3. 設置目的の達成、その他の事由で運営し続ける必要がないと認める場合。
4. その他、この法、またはこの法による命令に違反した場合。

第 22 条(聴聞) 保健福祉部長官、市・道知事、または市長・都守・区庁長は第 21 条の規定による委託の取消、または施設の閉鎖命令をしようとする場合には聴聞を実施すべきである。

第 23 条(緊急電話の設置等) 国家と地方自治体は児童虐待を予防して隨時に申告を受けられるように緊急電話を設置すべきである。この場合、設置・運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 24 条(児童保護専門機関の設置) ①国家と地方自治体は虐待児童の発見、保護、治療に対する迅速な処理及び児童虐待予防を担当する児童保護専門機関を設置すべきである。ただ 大統領令が定める範囲の中で児童相談所、児童福祉施設、児童虐待予防協会などの非営利法人を児童保護全国民機関で指定できる。

②児童保護専門機関にいる相談員等の資格は大統領令で定め、その設置基準と運営に関して必要な事項は保健福祉部令で定める。

第 25 条(児童保護専門機関の義務) 児童保護専門機関の業務は次の通りである。

1. 虐待を受けた児童の 発見、保護、治療依頼。
2. 児童虐待の予防及び防止のための広報。
3. 児童虐待行為者のための相談・教育等。
4. 児童虐待行為者、児童虐待行為者として申告された者及びその家族に対する調査。
5. その他、虐待を受けた児童の保護のために必要な事項。

第 26 条(児童虐待の申告義務と手順) ①誰でも児童虐待を知った時には児童保護専門機関、 または捜査機関に申告できる。

②次の各号の 1 に該当する者は、職務上児童虐待を知った時には直ちに児童保護専門機関、 または捜査機関に申告すべきである。

1. 小・中等教育法第 19 条の規定による教員
 2. 医療法第 3 条の規定による医療機関、医療業を行う医療関係者。
 3. 児童福祉施設の従事者及びその長。
 4. 害者福祉法第 37 条の規定による障害者福祉施設で障害児童に対する相談・治療・訓練、 または療養を行う者。
 5. 幼児保護法第 7 条の規定による保育施設の従事者。
 6. 淫落行為等防止法第 11 条及び第 14 条の規定による福祉施設の従事者及び女性福祉相談所の相談員。
 7. 母子福祉法第 7 条及び第 20 条の規定による母子福祉相談所の相談員及び母子福祉施設の従事者。
 8. 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律第 5 条及び第 7 条の規定による家庭暴力 関連相談所の相談員及び家庭暴力被害者保護施設の従事者。
 9. 児童福祉指導員及び社会福祉事業法第 14 条の規定による社会福祉担当公務員
- ③申告人自分は保護されるべきであって、その意思に反して身元が露出されとはいいけない。

第 27 条(応急措置義務等) ①児童虐待申告を受けた児童保護専門機関の職員や同法警察官は直ちに児童虐待の現場に出動すべきであって、児童虐待行為者からの隔離、 または治療が必要な時には児童保護専門機関、 あるいは治療機関の引導に必要な措置をすべきである。

②児童虐待の申告を受けた児童保護専門機関や捜査機関は大統領令が定めることによって虐待を受けた児童の保護と虐待の防止を第 10 条第 1 項第 2 号、 または第 4 号の規定による措置などが依頼できる。

第28条(補助人の選任等)①法院の心理過程で弁護士、法廷代理人、直系親族、兄弟姉妹、児童保護専門機関の相談員は虐待児童事件の心理において補助人になれる。ただし、弁護士ではない場合には法院の許可を受けるべきである。

- ②法院は児童虐待の被害者を証人で尋問する場合、検事、被害者、または児童保護専門機関の申請がある時には被害者と信頼機関にいる者の同席を許可できる。
- ③捜査機関が被害者を調べる場合にも第1項及び第2項と同様である。

第29条(禁止行為)誰でも次の各号の1に該当する行為をしてはいけない。

1. 児童の身体に損傷を与える虐待行為。
2. 児童に性的な羞恥心を与えるセクハラ、性暴行などの虐待行為。
3. 児童の精神健康及び発達に害を及ぼす情緒的な虐待行為。
4. 自身の保護・監護を受ける児童の遺棄、衣食住を含んだ基本的な保護・養育及び治療をしない放任行為。
5. 児童を他人に売買する行為。
6. 児童に淫行をさせたり淫行を媒介したりする場合。
7. 障害を持っている児童を公衆に観覧させる行為。
8. 児童にもの乞いをさせたり児童を利用してもの乞いをしたりする行為。
9. 公衆の娯楽、または旅行を目的で児童の健康、または安全に有害な曲芸をさせる行為。
10. 正当な権限を持つ斡旋機関外の者が児童の養育を斡旋して金品を取得する行為。
11. 児童のために贈与、または給与された商品をその目的以外の用途に使用する行為。

第30条(調査等)①保健福祉部長官、市・道知事、または市長・郡守・区庁長は必要であると認める場合には関係公務員、児童福祉指導員にとって児童福祉施設と児童の住居・居所、児童の雇用場所、または第29条の禁止行為を違反する恐れがある場所に出入して児童、または関係人に対して必要な調査をしたり諮詢をしたりできる。

②第1項の場合、関係公務員、児童福祉指導員はその権限を証明する証拠を提示すべきである。

第31条(費用補助)国家及び地方自治体は大統領令が定めることによって次の各号の1に該当する費用の全部、または一部を補助できる。

1. 児童福祉施設の設置及び運営とプログラムの運用に必要な費用、または委託保護中の児童の養育及び保護管理に必要な費用。
2. 保護を必要とする児童の代理養育や家庭委託保護に伴う費用。
3. 児童福祉事業の指導・監督、啓蒙及び宣伝に必要な費用。
4. 児童保護専門機関の設置・運営に必要な費用。

第32条(費用の徴収)市・道知事・市長・郡守・区庁長、または児童福祉施設の長は第10条第1項第3号、または第5号、同条第2項の保護措置、または第25条第1号の虐待を受けた児童の保護及び治療に必要な費用の全部、または一部を大統領令が定めることによって各々の本人、またはその扶養義務者から徴収できる。

第33条(補助金の返還命令)国家、または地方自治体は児童福祉施設の長等、保護受託者、代理養育者及び第37条の規定による児童福祉団体の長が次の各号の1に該当した場合には既に交付した補助金の全部、または一部の返還を命じることができる。

1. 補助金の交付条件を違反した場合。
2. 詐欺、その他不正な方法で補助金が交付された場合。

3. 児童福祉施設の経営に関して個人の営利を図る行為をした場合。
4. この法、またはこの法による命令を違反した場合。
5. 補助金の使用残額がある場合。

第34条(国有財産の無償貸与)①國家はこの法による児童福祉施設を設置・運営する法人に対してこの法によって委託した業務の処理のために必要であると認める場合には国有財産を無償で貸与できる。
②第1項の規定による貸与の対象・条件及び手順については国有財産法の規定を適応させる。

第35条(免税)児童福祉施設で保護児童のために使用する建物及び土地、施設設置及び運営に必要な費用に対しては租税特例制限法、その他関係法令が定めることによって租税、その他公課金を免除できる。

第36条(差押禁止)この法によって支給された金品とこれを受ける権利を差押えてはならない。

第37条(児童福祉団体の育成)国家及び地方自治体は児童の権利を保障して福祉増進を目的で設立した機関及び団体(以下「児童福祉団体」という)を指導・育成できる。

第38条(秘密漏れの禁止)児童福祉事業、または児童保護専門機関を含んだ児童福祉業務に従事したことがあるか、従事している者はその職務上得た秘密を漏らしてはいけない。

第39条(権限の委任)この法による保健福祉部長官または市・道知事の権限はその一部を大統領令が定めることによって市長・郡守・区庁長に委任できる。

第40条(罰則)第29条の規定に違反した者は次の各号の区分によって処罰する。

1. 各5号、または各6号に該当する行為をした者は10年以下の懲役、または3千万ウォン以下の罰金に処する。
2. 第1号、または第4号、第7号及び第8号に該当する行為をした者は5年以下の懲役、または1千500万ウォン以下の罰金に処する。
3. 第10号、または第11号に該当する行為をした者は3年以下の懲役、または1千万ウォン以下の罰金に処する。

第41条(罰則)次の各号の1に該当する者は1年以下の懲役、または3百万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第14条第2項の規定による申告をせず、児童福祉施設を設置した者。
2. 第30条第1項の規定による調査を拒否・妨害、または忌避したり、質問に対して答弁を拒否・忌避、または虚偽答弁をしたりしてその答弁を妨害した者。
3. 虚偽書類を作成して第19条第2項の規定による児童福祉施設従事者の資格が認められた者
4. 第21条の規定によって施設閉鎖命令、委託の取消、または事業の停止命令を受けたものの、事業を続けた者。
5. 第38条の規定を違反した者。

第42条(未遂犯)第40条第1号の未遂犯を処罰する。

第43条(両罰規定)法人の代表者、または法人や個人の代理人、使用人、その他従業員がその法人、または個人の業務に関して第40条、または違反行為をした場合にはその行為者を罰する他に、その法人、または個人に対しても各該当する条の罰金刑を課する。

副 則

第1条(施行日)この法は公布後、6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(児童福祉施設に対する経過措置)①この法の施行当時、従来の規定によって市・道知事に申告した児童福祉施設は第14条第2項の改正規定によって市長・郡守・区庁長に申告した児童福祉施設にする。

②この法の施行当時、従来の規定によって市・道知事、または市長・郡守・区庁長より保護期間の延長を受ける者は第11条第2項の改正規定によって施設の長より保護期間の延長を受けたこととする。

③第15条の改正規定による児童福祉施設の再開申告はこの法の施行後、最初に休止申告をするものから適用する。

第3条(他の法律の改正)①家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法を、次の通りに改正する。

第2条第3号の「児童福祉法第18条第2号」を「児童福祉法第29条第8号」にする。

②入養促進及び手順に関する特例法を、次の通りに改正する。

第2条第2号のうち「要保護児童」を「保護を必要とする児童」に、「児童福祉法第2条第3号」を「児童福祉法第2条第2号」にし、第14条第2項を、「児童福祉法第11条の規定による保護措置、または第12条の規定による保護措置」にする。

第4条(他の法令との関係)この法の施行当時、他の法令で従来の規定を引用している場合には、この法の中でそれに該当する規定がある場合には従来の規定と同様であれば、この法の該当する条項を引用することにする。

1. 改正理由及び主要骨子

我々の社会の児童福祉需要に能動的に対応して最近、深刻な社会問題として指摘された虐待児童に対する保護及び児童安全に対する制度的支援を強固にするために児童福祉指導員でその身分を変えて、児童虐待に対する定義と禁止類型を明確に規定し、児童虐待に対する申告を義務化する等、その他に現行の規定の運営上に現れた一部不備点を改善・補完しようとするものである。

(1) 児童福祉関係職員任用資格（大統領令関係部分）

児童福祉施設従事者の職種別資格基準

職 種	資 格 基 準
施設長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉事業法による社会福祉士2級以上の資格を有し、社会福祉事業に3年以上従事した経験のある者 2. 被虐待児保護事業に関わる機関で、3年以上勤務した経験のある者 3. 7級以上公務員として、国家または地方自治体で社会福祉事業に関する行政業務に5年以上従事した経験のある者 4. 医療法による医師免許を持っている者で、3年以上診療経験のある者 5. 精神保健法による精神保健専門要員の資格を有し、社会福祉業務に関し5年以上従事した経験のある者 6. 乳幼児保育法による保育教師1級資格を有し、児童に関する社会福祉業務に5年以上従事した経験のある者 7. 幼稚園、小学校教師資格を有し、社会福祉事業に5年以上従事した経験のある者 8. 職業訓練教師、看護士、栄養士として、社会福祉事業に5年以上従事した経験のある者
総 務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉事業法による社会福祉士3級以上の資格を有し、社会福祉事業に1年以上従事した経験のある者 2. 被虐待児童保護事業に関わる機関で1年以上勤務した経験のある者 3. 9級以上公務員として、国家または地方自治体で社会福祉事業に関する行政業務に3年以上従事した経験のある者 4. 精神保健法による精神保健専門要員の資格を有し、児童福祉業務に関し3年以上従事した経験のある者 5. 乳幼児保育法による保育教師1級の資格を有し、児童に関する社会福祉業務に3年以上従事した経験のある者 6. 幼稚園、小学校の教師資格を有し社会福祉事業に5年以上従事した経験のある者
保育士	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉事業法による社会福祉士3級以上の資格を有する者 2. 乳幼児保育法による保育教師資格を有する者 3. 高等学校またはこれと同等以上の学歴があると認められる者 4. 幼稚園または小学校教師の資格を有する者
生活指導員及び相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉士2級以上の資格を有する者 2. 幼稚園または小学校教師資格を有する者 3. 乳幼児保育法による保育教師1級の資格を有する者 4. 第2条第2項の規定による児童指導員資格を有する者
職業訓練教師	<ol style="list-style-type: none"> 1. 勤労者職業訓練即神宝による職業能力開発訓練教師の資格を有する者 2. 学院の設立・運営に関する法律による学院講師の資格を有する者
臨床心理相談員	高等教育法による大学またはこれと同等以上の学歴があると教育部長官が認定する学校で心理学を専攻して卒業した者

児童保護専門機関職員の資格基準

職 種	資 格 基 準
所 長	児童保護専門機関の長の資格基準は、児童福祉施設従事者の職種別資格基準の施設長の資格基準とする
相談員	次のような事項に該当し大学または保健福祉部長官が認定する非営利法人が開設・運営する教育課程を修了した者とする。ただし、大学で教科目の一部を履修した場合は、その履修科目に関する教育を免除できる 1) 社会福祉事業法による社会福祉士1級以上の資格を有する者 2) 教育による大学またはこれと同等以上の学歴を有すると教育部長官が認定する学校で、心理学科（福祉心理学科を含む）または保健福祉部令が定める児童福祉または社会福祉関連科目を履修して卒業した者

児童福祉公務員任用資格基準

職 級	資 格 基 準
所 長	1. 社会福祉学、または社会事業分野の修士所持者で、3年以上児童福祉又は青少年指導分野に従事した経験のある者 2. 保健福祉部令で定める児童福祉、または社会福祉関連分野の学士所持者で、5年以上児童福祉または青少年指導分野に従事した経験のある者
相談室長	1. 保健福祉部令が定める児童福祉、または社会福祉関連科目を履修した短大以上の学歴があり、5年以上児童福祉分野に従事した経験のある者 2. 一般職7級、別定職7級相当、または専任契約職ダ級以上で、3年以上児童福祉、または青少年指導分野に従事した経験のある者
児童福祉 指導員	1. 保健福祉部令が定める児童福祉、または社会福祉関連教科目を履修した短大以上の学歴を有する者 2. 一般職8級、別定職8級相当、または専任契約職ラ級以上で、3年以上児童福祉、または青少年指導分野に従事した経験のある者

(2) 児童虐待予防センター関係統計

中央児童虐待予防センターによる児童虐待現況

全国17カ所の児童虐待予防センターが2001年1月から2002年12月まで緊急電話1391へ通告され受けた統計による児童虐待現況は次の通りである。

<緊急電話1391受付現況>

計	一般相 談	児童虐待通告件数			初期介入結果			
		計	現場調査	現場調査 無く介入	計	児童虐待 事例	疑いがな い	不適切
4,105	1,478	2,627	1,639	988	2,627	2,128	294	205

<児童虐待類型>

計	身体的虐待	ネグレクト	情緒的虐待	性的虐待	遺棄
2,128	890件(41.8%)	797件(37.5%)	192件(9.0%)	116件(5.4%)	133件(6.3%)

<児童虐待発生場所>

計	家庭内	学校	親戚の家	近隣	その他
2,128	1,703(80%)	35(1.6%)	27(1.3%)	17(0.8%)	346(16.3%)

<通告者現況>

通告義務者						通告義務者ではない者						
小計	医療人	教師	施設職員	公務員	その他	小計	親	親戚	近隣	警察	未詳	その他
694 (26.4%)	43	113	322	214	2	1,933 (73.6%)	788	242	706	112	67	18

<虐待行為者現況>

計	親	祖父母	親戚	教師	近隣	その他
2,128	1,871(87.9%)	47(2.2%)	48(2.3%)	51(2.4%)	53(2.5%)	58(2.7%)

<虐待行為者措置結果>

計	虐待行為者相談	隔離入院措置	警察捜査依頼			その他
			警察捜査(進行中)	拘束	不拘束	
2,128	1,371(64.4%)	39(1.8%)	68(3.2%)	23(1.1%)	3(0.2%)	624(29.3%)

<被害児童に対する措置結果>

計	元家庭保護	親戚保護	一時保護	家庭委託	施設入所	他機関依頼	その他
2,128	1,118(52.5%)	143(6.7%)	229(10.8%)	8(0.4%)	407(19.1%)	199(9.4%)	24(1.1%)

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
分担研究報告書

児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究<イギリス>

主任研究者 高橋 重宏（日本社会事業大学）

分担研究者 山本 真実（淑徳大学）

研究要旨：イギリスでは、各地区ごとにACPC（子ども虐待保護委員会）が中心となり、子ども虐待に対応していることが明らかとなった。しかし、警察をはじめとする他機関との連携がうまくとれないケースが少なくなく、虐待対応における大きな課題となっている。

A. 研究目的

イギリスにおける子ども虐待対応に関わる制度とソーシャルワーカーの実態について明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

上記の目的のもと、文献研究と現地におけるヒアリング調査を実施した。

C. 研究結果

1. 子ども保護政策の理念と考え方

イギリスの虐待に対する考え方は、虐待を受けた子どもや虐待を受ける危険性のある子どもだけでなく、より広く、一般的に保護を必要とする子どもを「children in need」として対応していることに特徴がある。かつては、イギリスにおいても虐待という事実が発生した子どもを対応の中心としていたが、虐待対策は事後よりも予防的観点を有した事前対応を行はずして効果が上がらないということが共通理解として広まった。虐待問題は、家族問題・家族関係を背景としている場合が多く、家族への援助をおろそかになると、虐待発生へと繋がる種々の要因を見落とし、虐待を深刻なものにしてしまうという危険性があるという認識からである。そのため、イギリスの虐待防止施策理念は、すべての子どもを対象とし、援助ニーズがある子どもや家庭をターゲット化し、統合的に援助をしていくという考え方方に立っている。

また、関係機関・専門家の効果的な連携を重視した体制が構築されることが必須という考え方から、法的にも連携が義務化されている。

- 1) 弱い立場にある子どもの福祉を保証し、促進することはどちらも地方当局、ひいては国の義務

である。

- 2) 子どもが、家族の手で養育されることは、子どもにとって最も重要なことである。
- 3) 子どもを養育することは親の責任であるが、そのためには親は時々支援を必要とするかもしれないものである。
- 4) 親は、必要なときに、地方当局からの、あるいは地方当局の支援を得た調整を含むサービスを要求できなければならない。

2. 子ども保護の仕組み

(1) 1989児童法におけるニーズをもつ子どもの定義

子どもの養育への援助を必要としている家族を支援するための国家の義務は、法律で定められており、それが「1989児童法」である。その第III部では、ニーズをもつ子どもへの地域サービス（local service）に関する規定がなされており、法律の基礎となっている。「子ども」とは、18歳以下である。「地域におけるニーズをもつ子どもの福祉を保証し、促進すること」と「その職務と矛盾しない限り、子どものニーズに適した範囲やレベルのサービスを提供し、家族による子どもの養育を促進すること」は、すべての地方当局に課せられている義務である（S17）。

1989児童法のS27では、ニーズを持つ子どものために各機関が協力しなければならないという特別な義務を定めている。1996年教育法のS322でもまた、特別な教育のニーズをもつ子どもがいる場合、地方当局が、地方教育当局（local educational authority）を支援するよう義務づけている。下で挙げた機関や専門職は、指定されたアクションをとることによって、このパートで定められている地方当局の職務の遂行を助けるものとみなされており、該当するアクションを指定している他の機関や専門職に援助を要求することができる。

そして、その要求が、法定や他の職務や義務と矛盾しておらず、どの職務の遂行をも妨げるものでない限りは、支援が求められている機関はその要求に従わなければならない。関連部局とは、以下を指す。

- 地方当局
- 地域の教育機関
- 住宅当局 (housing authority)
- 保健当局、専門保健当局、(special health authority)、ナショナル・ヘルス・サービスストラスト、プライマリーケアトラス

これらの義務を実行するためには、可能な限り、子どもが家族のもとで成長していくように、親の能力を強化し、補助するという目的に役立つものとして、1989 児童法を指標として保護し促進することの意味を認識すべきである。

保護については「マルトリートメントから子どもを保護する義務」と「子どもが傷つくことを防止する義務」の二つの要素がある。子どもをマルトリートメントから保護するためには、法律やそれに伴う政府のガイドライン、すなわち、「1999 年子どもを守るために活動」の理解と知識が必要である。

しかしながら、子どもを保護することは、子どもの福祉を促進することとは別の活動とみなされてはならない、という考えに基づいている。それは、福祉を促進することとは、安全で効果的なケアが提供されている状況での子どもの成長を保証するのと同様に、子どもが大人になったときに人生におけるチャンスを最大限に活用できるような機会を作るという哲学が基本となっているからである。そのため、より広く、積極的なアクションをアプローチの中心におくことが大切であるとしている。

1989 児童法の下でニーズがあると定義される子どもは、サービスの提供がなければ、健康や発達について十分な発達をする、または維持することができないような子どもであると考えられている。また、健康や発達が大幅に損なわれると考えられる子どもたちである。

1989 児童法のもとで、ニーズがあると認められるかどうかを決定する際に考慮しなければならない重要なことは、もしサービスがなければ子どもの健康や発達の過程で生じるであろうと思われる事象や障害などネガティブな側面で発生することと、サービスが子どもの標準的な成長や発達に与え得る効果というようにポジティブな側面で発生するであろう変化についてであるとし、両方への配慮が基本となっている。誰がニーズ

をもっているのか、そのニーズは何か、サービスが子どもにとってどのような効果を与えるのか、ということを決定する際には、子どもや家族とともに問題に取り組んでいるソーシャルサービススタッフの専門的判断が要求される。

以下の原理はニーズをもつ子どものために、他機関連携の学際的な活動をうまくすすめていくためのものである。これらについて十分理解していることが不可欠である。

- アセスメントの目的と予測される結果
- アセスメントのための法的根拠
- アセスメントを進めるための規約 (protocol) と手続き
- どの機関やチーム、専門家が責任をもつか
- 子どもや家族員がアセスメントの過程にどのように関わってくるか
- どの専門家がアセスメントの結果を分析し、計画を立てていく責任をもつか
- アセスメントに関わる各専門家の各自の役割
- 専門領域を越えて、また、機関内で情報が共有され、記録される方法
- 合意が得られた場合に誰が計画を先に進める責任をもつか

誰がニーズを持っているのかを定義するための判断基準は、1989 児童法 S17(10) で明記されており、それには障害児も対象として含んでいる。障害児の規定は、その子どもが、目や耳が不自由であったり、ものが言えない、何らかの精神障害に苦しんでいる、病気や怪我によってかなりひどく治らない障害がある、先天性の障害がある、あるいは他の規定 (s 17(11)) にあてはまるような障害がある場合である。したがって、そのような障害をもった子どもが、家族や教育、社会など周囲の状況によって、サービスがなければ、健康や発達の妥当な水準を達成できないか、維持することができないという場合、地方当局は、そのような子どもを、ニーズを抱える子どもとしてみなすことになる。

その子どもが、次のうちのどれかにあてはまれば、ニーズを持っているものとして扱われる。

- a. その子どもに対する地方当局からのサービスがなければ、その年齢にふさわしい健康や発達の水準に達することができなかったり、その水準を維持することができない、または、そうする機会をもつそうにない。
- b. そのサービスがなければ、子どもの健康や発達が、明らかに、あるいはさらに著しく損なわれる可能性がある。
- c. 子どもが障害をもっている。

のような子どもの「家族」とは、その子に対して親としての責任をもつ人や、これまで一緒に生活してきたあらゆる人を含んでいる。

1989児童法 s 17(10)

法令は、子どものニーズを評価するための権限を地方当局に与えている。それは次の通りである。

地域内にニーズをもっている子どもがいると思われる場合、地方当局は、1989児童法の目的に応じてその子どものニーズを評価すると同時に、以下の法令によって規定されるニーズについても評価をするだろう。

- ・ 1970年慢性疾患および障害者法
- ・ 1996年教育法
- ・ 1986年障害者法（サービス、相談、代理について）
- ・ その他の法令

1989児童法（計画2、第3節）

（2）ACPC(Area Child Protection Committee)地区 子ども保護委員会

イギリスでは、地区子ども保護委員会(Area Child Protection Committee: ACPC)が児童虐待防止の中心となって児童の処遇と安全性に配慮した関わりに責任を持つという体制をとっている。この委員会は、横断的な関係機関や役所から出されたメンバーで構成されている。ACPCを全ての地区に設置することが、1999年の政府ガイダンスにより規定されている。

ACPCの仕事は虐待やネグレクトからの児童の保護についての政策理念の提示、実践、訓練と情報提供であるが、特に虐待とネグレクトの予防に力を入れ、次の深刻な段階に悪化しないように指導的責任を持つことを目標としている。加えて、当該地区における虐待防止のガイドラインを作成し、関係機関の足並みがそろい、良好な関係を維持できるように働きかけることも、重要な仕事である。

しかし、残念なことに時として地方当局、保健部局、警察関係は同じ主張に基づいて虐待防止活動に関わることができない（ない）場合もあり、ACPCの位置づけや連携に対する働きかけが機能しない（しにくい）地区もあるようである。

3. 虐待防止に関する専門職について

イギリスにおける児童虐待防止に関する専門職は、いわゆる social worker と言われる専門職であるが、social worker と social care worker は分けて整理されている。social care worker も、児童の援護と保護に関わって業務を行う職種であるが、「有資格」ではなく、あくまでもボランティアの位置づけになっている。social worker として有資格となるためには、Diploma in Social Work (DipSW) の資格が必要である。このコースは、二年間のコースで、大学での講義と施設での実習によって成り立っているものである。これは、オープンユニバーシティの財團でも取得することができる。social worker として経験を積んだ後は、senior practitioner となるか manager となるか等、さらに上級の専門職として勤務することができる。

social worker も social care worker も、National Vocational Qualification(NVQs) または、Scottish Vocational Qualifications(SVQs) の認定対象となっており、すでにこの職についている人たちにも地域の担当事務所に登録することで、この認定を受けることができる。これは子どもに関する専門職に対する認定である。

4. 虐待保護までの流れ

通告 → 調査（アセスメント） → 深刻な傷など危険性の把握 → 緊急性の把握 → 緊急保護 → 調査、コア・アセスメント → 子ども保護会議 → 子ども保護登録 → 保護プランの具体化・実行 → 子ども保護会議（再検討）→ 子ども保護登録の抹消の検討

わかる

- ③ 登録は女児よりも男児の方が多い。
- ④ 登録される子どもの虐待理由の中で、ネグレクトが年々増加しており、性的虐待は減少傾向を示している。

通告	社会サービス局、警察、NSPCC 等を通す。最終的には社会サービス局に集中
アセスメント	通告受理から最長 7 労働日以内に終了。 The Framework for Assessment of Children in Need and their Families2000 による。
緊急保護	緊急保護が必要と判断された場合（裁判所による家庭からの虐待者の排除、ポリス・プロテクション、裁判所による緊急保護命令）
子ども保護会議	今後も虐待継続のおそれがあると判断された場合に開催される。①コア・アセスメント、②子ども保護登録をするかしないかと決定、③キーワーカー、コアグループの決定、④子ども保護プランの策定
子ども保護登録	地方当局の社会サービス局の管理による。虐待される現実的な危険がある子どもと家族の情報が記録され、関係機関や専門職への情報提供。抹消は再検討会議の開催、決定によって行われる。虐待を受ける危険性がなくなった場合、家族が他の地方当局の管轄に転居した場合の引継、子どもが 18 歳になった場合、死亡した場合、外国移住した場合に抹消される。

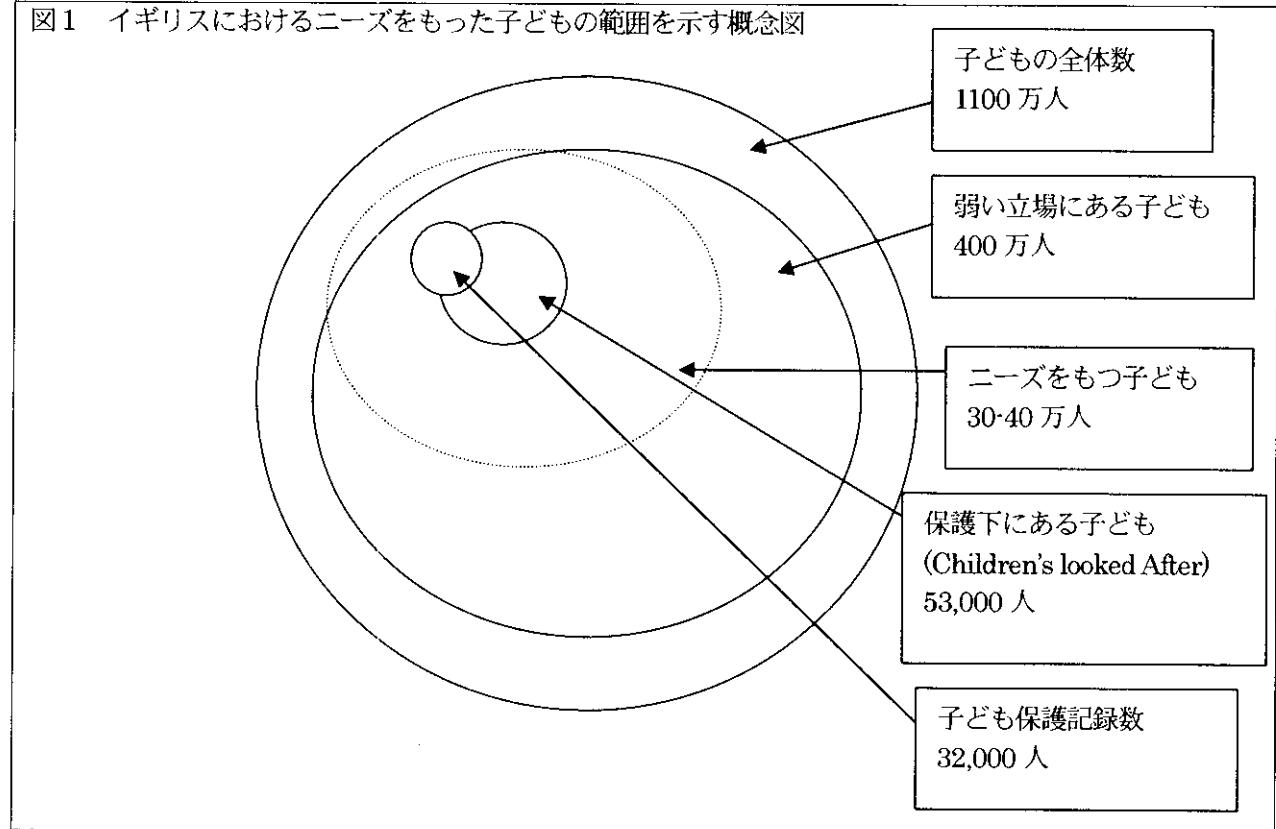
5. 虐待の発生の現状

(1) 虐待の発生数を把握するのは大変困難であり、どの指標を探るかによって判断が分かれるとこである。イングランドにおいては、一年に約 160,000 件の虐待受付があり、それには約 25,000 件の不確実なものも含まれていることが報告されている (Gibbons et al.1995)。

(2) 2000 年 3 月末時点「子ども保護登録報告書」より抜粋

- ① 登録された子どもは、虐待発生件数と読み替えることができないと明記した上で虐待の種別ごとに人数把握がされている。この数の把握は、それぞれの地方当局の社会サービス局で行っている。
- ② 30,300 人の子ども保護登録児童があり、年度当初よりも約 5 % 減少したこの数値は 18 歳以下の人口 10,000 人に対して 27 人の子どもにあたる数値である。1991 年の開始時は 45,000 人であったことに比べれば、減少していることが

図1 イギリスにおけるニーズをもった子どもの範囲を示す概念図



ある自治体 (one unitary authority) の調査結果

例: Unitary Authority 1997 - 1999

	1997/98	1998/99
18才以下の子ども全体数	35,086	35,086
ニーズをもつ子どもとしてサービスを照会された子ど�数	4,000	4,097
児童保護 S47 が実施された照会数	1,752	708
1年間の児童保護の登録数	161	96
保護下にある子ども (Children's looked after) の年度末の全体数	217	202

ニーズをもつ子どもとその家族をアセスメントするためのアプローチの根拠

アセスメント枠組の根拠となる原理

アセスメントは:

- ・ 子どもを中心におくこと
 - ・ 子どもの発達に基づいている
 - ・ 生態学的なアプローチをする
 - ・ 機会の平等を保証するものである
 - ・ 子ども及び家族と共に取り組むことを必要とするものである
 - ・ 困難な状況を確認すると同時に、力に基づいたものである
 - ・ アセスメント及びサービス提供のアプローチにおいて他機関を巻き込むものであること
 - ・ 連続したプロセスであり、単独の事象ではない
 - ・ 他のアクション、及び、サービスの供給と平行して行われる
- 知見に基づいた根拠を基礎としている

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
分担研究報告書

児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究<ニュージーランド>

主任研究者 高橋 重宏 (日本社会事業大学)
分担研究者 中谷 茂一 (聖学院大学)
協力研究者 高橋 正子 (日本女子大学)
坂本いづみ (トロント大学)
荒川 裕子 (日本社会事業大学大学院)

研究要旨：ニュージーランドの政府機関・施設、民間機関、大学教育機関を複数ヒアリング調査した。1989年「The Children, Young Persons, and their families Act 1989」により児童福祉システムが再構築された。日本の厚生労働省・児童相談所にあたる、「子ども青少年家庭庁」の一線のワーカーは1001名と人口に比して日本よりはるかに多い。現時点で厳格なソーシャルワーカー任用資格が規定されていないが、新任・現任トレーニングプログラムを整備している。また、ソーシャルワーカー養成大学学部・大学院においては実際的・臨床的なカリキュラムで教育が行われている。

ニュージーランドのシステムの重要な特徴の一つは、専門家が持っていた子どもに関する決定権（たとえば処遇や治療、里親の選定）を家族の手に移したことである。「ファミリーグループカンファレンス（以下 FGC と略す）」と呼ばれる話し合いに、年が大きい子どもも出席する。専門職も FGC に出席するが、家族の出席者の人数に比べてごく少数であり、FGC の目的はあくまでも家族らが自分たちで納得の行くまで協議をして決定をすることにあり、専門職者が家族らに決定を言い渡すような一方的な場ではない。

「子ども青少年家庭庁」であつかったケースはコンピューターシステムに記録されサービス提供において管理・共有されている。

また、国の機関・サービスに加え、民間団体の活動が活発で確立しており、行政も委託し費用を払うことにより多様な選択肢とニーズにあったサービスが提供されている。

先住民の文化を尊重する多様文化政策がとられていること、はじまったばかりではあるが、国立のサービス審査・権利擁護機関が設置されていることも多様なライフスタイルの国民へのサービス提供の具現化において重要な点である。

A. 研究目的

ニュージーランドにおける子ども家庭福祉分野のシステムと従事する職員の専門性及びその養成について現地のヒアリング調査と資料・文献から情報を得て日本における状況との比較考察を行うことを目的とした。

B. 研究方法

ヒアリング先は、ニュージーランドのクライストチャーチにおいて、「カンタベリー大学ソーシャルワーク学科」、民間のサポートサービス機関の「Open Home Foundation」、ウェリントンにおいて、子ども家庭サービスの中心機関である「子ども青少年家庭庁（Department of Child, Youth and Family Services (以下 CYF と略す)）」、民間のサポートサービス機関の

「BARNARDOS」、子ども権利擁護機関の「子どものコミッショナー事務所 (Office of the Commissioner for Children)」、オークランドにおいて、「ユニテック工科大学コミュニティスタディ学科」、国立の居住型更正保護施設「ノーザンレジデンシャルセンター (Northern residential center)」、一時保護委託のグループホーム「Family Home」と、3都市合計8か所である。

ニュージーランドは北島と南島に大きく分かれ、総国土面積は270,500平方キロメートルで日本の約4分の3。人口は384万9500人（2001年6月）で日本の約30分の1である。都市部の人口は総人口の77.1%を占め、総人口の75%は北島に集中している。国民の7人に1人が先住民族のマオリ人で約5分の4がイギリスを中心とするヨーロッパ系で、他に太平洋諸島

からの移民、インド、中国系の人々もいる。首都のウェリントンが政治の中心、一番人口の多いオークランドが経済の中心である。重工業がなく農林畜産業を中心で所得の額自体はあまり高くはないが、物価は安い。社会保障の制度は手厚く、保健医療費の4分の3以上が税金でまかなわれている。1930年代に世界に先駆け全国民を対象とした包括的な社会福祉制度を創設し、児童手当の創設など世界的にも先進的な福祉サービスを実施してきた経緯がある。世界で初めて女性参政権や1日8時間労働制を実現した国でもある。

C. 調査結果

調査で得られた情報と資料・文献をもとに子ども家庭福祉分野の官・民によるサービスシステム、専門職養成システムをその理念とあわせて紹介する。

1. 子ども青少年家庭庁 (Department of Child, Youth and Family Services)

子ども青少年家庭庁 (Department of Child, Youth and Family Services (以下 CYF と略す)) は、ニュージーランドにおける子どもと家庭に関する専門的な政府機関である。The Children, Young Persons, and their families Act 1989(以下 CYPFA と略す)に基づきサービスを提供している。スタッフ総数は 2231 名で中核的な一線のワーカーはそのうち 1001 名である。組織は 5 つの部門に分かれ 2002 年からはゼネラルマネージャとしてマオリへのサービスを担当する責任者を置くことになっている。(組織図参照)

直接のサービス供給にあたる部門は、「ソーシャルワーク・コミュニティサービス」課であり、おおむね同様の 2 つのユニットから構成されている。国内に点在する「サービスユニット」が日本の児童相談所にあたり、ソーシャルワーカーが担当地域の子どもの保護と委託、家庭へのサービスをコーディネートしている。「サービスユニット」は全国で 50 か所、うち 18 か所が里親委託の業務拠点を兼ねている。国立の「レジデンシャルセンター」(居住型施設) は 10 か所である。(所在図参照)

実際には施設もサービスプログラムも多様な民間機関の資源を活用しながら対応するが、地域で必要なサービスがあれば根拠法がなくても支援をするという。この即応性を高めるために 1992 年から別部門だったコミュニティサービス部門とソーシャルワーク部門を 2001 年 12 月に統合して現在の組織となっている。

統合した背景にはサービスが不十分で一般市民か

らの評価の低下を招き、職員も疲弊していたことがある。こうした状況の中、13%のスタッフが毎年替わり、子どもの死亡が増えたことなどから職員の労働状況とサービスの質の低下に関する調査を実施、2年前に調査勧告の報告書「ミック・ブラウン・レポート」が出され、スタッフの留任と採用、法的整備について改革することになった。「ブラウンレポート」とは別に「セクターワイド・ワークフォース・イシューズ」報告書ですべての官民を含む社会福祉分野のソーシャルワーカーの労働環境、資質、技術について改善が勧告され、65%も財源が増えたことでニュージーランドの子ども家庭福祉システムの改革が現在まさに進行中であるという状況である。

職員の任用と専門性について、現時点で SW の厳格な任用資格はない。CYF として関連学問を修めた学生のリクルートに力を注いでいる。また、先住民族のマオリ人をスタッフとして働いてもらう点について 2005 年には全体の 25%、部長レベルで 14%を目指すという数値目標も掲げている。しかし、仕事内容のたいへんさと賃金のバランス、確立した専門資格である看護・教育分野の就職学生は増えているが、国内の専門資格が未確立であるソーシャルワーカーの職に就こうとする学生は減っている状況である。

こうした中、必ずしもソーシャルワークの専門教育を受けた者だけが任用されるわけではないため、新任・現任の職員のトレーニングが長期間用意されている。ウェリントンで 6 日、オークランドで 6 日、その後 10 日間の教室での講義・演習を経て 2 週間現場で実習をする。その後もう一度 10 日間の教室でのプログラムを受けて配属され、2~3か月の実習が行われる。研修はポイント制になっており、その後、経験年数によって資格が与えられる。現任トレーニングは年間 12 回あり、常時開催されているので都合のいいときに受講する。スーパーバイザーを対象とした高度な研修プログラムもある。国内に 4 つのトレーニング施設があり、20 人の CYF のトレーニングスタッフがいる。CYF におけるサービスは施設も含め SYRAS というコンピューターソフトシステムで管理・共有される。ひとりのソーシャルワーカーが扱うケース数はおおむね 30 ケースである。

CYF とファミリーコートとの関係は 1989 年の CYPFA が子どもの保護と非行の更正の両方をあつかうようになったことでより強くなった。14 歳~16 歳が責任能力ありとされ、ユースコートでの審判の対象となる。17 歳以上がクリミナルコートで裁判がなされる。殺人など重罪の場合は 10 歳以上が罪を問われる。

非行ケースも被害者の親、加害者の親、親族などその当事者の子どもの利益に関心のある者が集まり処遇の決定を話し合う「ファミリーグループカンファレンス（以下 FGC と略す）」をコーディネーターが主催する。このコーディネーターは高い力量を要求される。CYF の最高責任者が任命し、ケア＆プロテクション部門 60 人、ユースジャスティス部門 60 人が配属されている。ソーシャルワーカーとは限らず、警官、民間のコーディネーターもいる。

里親の決定待ちなどの段階において CYF が子どもの「カスタディ」（一時的な後見）となる場合がある。また、子どもの親権に関し、CYF と親が共同で「ガーディアンシップ」をもつ場合もある。虐待が著しいなど場合は親権を剥奪する。

（中谷）

2. 児童福祉に関する法改正と FGC

ニュージーランドの児童福祉制度は 1989 年の法改正をなしには語れない。これはカンタベリー大学のみならず、他の訪問先でも必ず話題の中心に上がったトピックであり、現在のニュージーランドの児童福祉の根幹をなすものである。

1989 年以前と比較して一番重要な変化は、それまでソーシャルワーカーらを始めとする専門家が持っていた子どもに関する決定権（たとえば処遇や治療、里親の選定）を家族の手に移したことである。これはマオリ族の文化や価値観を法律に反映させたもので、ニュージーランドの児童福祉を世界に知らしめた画期的な制度である（詳しくは考察の多様文化政策の項参照）。これによって、家族や子どもの人生に深く関わっている人達が集まり、その子どもに関する話し合いを充分した上で、これからることを決める、という家族中心のシステムが出来あがった。FGC の大まかな流れとしては、以下のようである。

まず子どもの保護や養護の可能性があるとわかった時点で、広く情報を集める調査が行われ（例：学校）、アセスメントがなされる。この時点でソーシャルワーカーが子どもの養護と保護(care and protection)の問題があると判断した場合、ケア・アンド・プロテクション・コーディネーター（Care and Protection Coordinator：以下 CPC）が子どもに割り当てられる。CPC が更に情報を集め、その子どものためには誰を FGC に呼んだらいいかを決めて、FGC の準備を進める。

FGC には親のみでなく、おじ、おばや祖父母といった親戚や教師、里親、近所の人、医師など、子ども

の生活と人生に深く関わりのある人達が呼ばれる。これはマオリ族の文化と価値観を反映するもので、親族みんなの力を合わせて一緒に子育てをしていく、子どもの責任を集団としてとっていくという考え方を、児童福祉提供の過程に取り込んだものである。この FGC は参加者の人数が多くったり、いろいろな地方に散らばっている人々が召集される可能性があったりするため、計画に時間がかかることもしばしばある。時には CPC が采配をふるい、FGC に出席することが適切でないと思われる特定の人物を、敢えて FGC に呼ばないという決定を下すこともある、という。年が大きい子どもも FGC に自ら出席する。CPC や心理学者などの専門職も FGC に出席するが、家族の出席者の人数に比べてごく少数であり、FGC の目的はあくまでも家族らが自分たちで納得の行くまで協議をして決定をすることにあり、専門職者が家族らに決定を言い渡すような一方的な場ではない。

FGC の出席者が一堂に会すと、まず CPC は FGC に関する必要な情報を提供する。次に家族間での協議に入りさまざまな意見が出され可能性が探られる。その結果 FGC 全体としてレコメンデーションをだす。家族らの意見が CPC ら専門職の意見と合致する場合が 80%、合致しない場合は、家庭裁判所にケースを持ち込まれる。FGC は法廷に子どものケースを持ち込むのをなるべく避ける目的もある。

1989 年以前は、例え弟の子どもが他人の家のフオスターケアに出されるという決定が社会福祉局でなされても、他のきょうだいや親族はそういうことがおこっていると言うことも知らない、というケースがままあった。現在の FGC の中では、まったく見知らぬ里親の元に送られる、という決定がなされる前に、キンシップケアと呼ばれる祖父母や親戚のもとに一時的に引き取られる、という可能性も探ることができるわけだし、また、家族・親戚一同で決定したということで、子どもの行く末に皆が責任を持ち積極的に関わるという利点も生まれる。そういう意味で親族や地域の人達全体で子供を育てるという、マオリ族の文化的強みが反映されているシステムである。

（坂本）

3. 子どものコミッショナー事務所

(Office of the Commissioner for Children)

1989 年の CYPFA により創設された子どもの権利擁護機関である。事務所代表のコミッショナーは CYF が推薦し、総督が任命する。この機関の役割は、CYF や警察とは独立して、教育やソーシャルサービス分野

にかかる行政の子どもに関するサービスを常にモニタリングし、解決に向けて調整提言を行うことで、子ども本人や大人からの通告で行政の対応、機関・施設のチェックを行う。また、保護者が受刑で子どもを養育できなくなった事例への対応もアセスメントする。

1989 年の CYPFA 法がうまく機能しているかソーシャルサービスの大目に意見具申する役割もある。

事務所の組織は、子どもの権利条約や国内法にもとづいてモニタリングをし、権利擁護を担当する「シニア・アドボケート」、ニュースレターやパンフレットの作成など広報・情報提供を担当する「インフォメーションオフィサー」、事務スケジュール管理を担当する「オフィスマネージャー」の三者を責任者として、その下で 6 人の「アドボケート」と 2 人の事務担当者がいる。

実際の活動としては、アドボケーターが国内の様々な子どもに関する職員や役所の集会や講演に出かけ、子どもの権利条約の趣旨などについて啓発をすることが中心である。

アドボケーターの職員の教育歴・職歴は様々であり、小学校教員、教員養成校教員を経て当事務所の教育関係担当となった者、法学部・教育学部を卒業し、弁護士経験を経て当事務所の法律担当となった者、大学のソーシャルワーク学部を卒業し、政府機関の CYF を経て当事務所のソーシャルワーク担当となった者、ディプロマソーシャルワークの学位を取得後 CYF のアドバイザーを経験し、当事務所のスーパーバイズ担当となった者と学歴と職歴によって事務所内の役割分担をしている。

通告により調査も実施しているが、現在はこの種の機関として唯一であるため、国内のすべての申立が入ってきててしまうため、将来は地方でも同様の職員、機関を設置し分担をする構想である。また、月 1 回のトレーニングや講演をおして施設・機関の職員が子どものアドボケイトができるように育てているとう。

事務所の職員数や予算が限られているため、現状ではすべての委託ケースをレビューすることはできず、通告や問題があったケースのみの対応となっている。今後すべてのケースをモニターできるか検討中である。

CYF の局長とコミッショナー事務所が 1 か月に 1 回ミーティングを開催している。調査への協力に関しては緊張関係と協力関係の両面があるとのこと。

(中谷)

4. Northern Residential Center

近隣と適度に距離をとった住宅地でない地域だが、裁判者や法的なサービス機関、警察などにとって便利な場所であり、専門的なサービスのスタッフや家族がアクセスしやすい所に設置されている。The Children, Young Persons, and their Families Act 1989(CYPFA)、及び Criminal Justice Act 1985 に基づいて設置されている。

この施設では 24 時間、毎日 46 人の子どもを監督している。これらの子どもは 17 歳以下で、罪を犯したか、犯すおそれがあり、監督することが必要な子ども達、または家族の元で養育する事が困難な子ども達である。実際は、ほとんどが 14~17 歳の少年である。

施設は 3 つのユニットから構成されている。それぞれのユニットには 3 人のソーシャルワーカーと 1 人のスーパーバイザーがおり、8 時間のシフトで勤務している。

職員の構成は、ソーシャルワーカー 64 人、スーパーバイザー 3 人、その他（掃除、料理など）12 人で、3 交替制である。平日の昼間は、手伝いをする他のスタッフもいることもある。ソーシャルワーカーは特別なニーズを持った子どもに接するための訓練を受けている。医者や弁護士が訪問したり、家族や友達が適切なプランを決定するために family group conference に出席したりすることもある。

Residential Services Strategy(RSS)(1996)が現在進行中であり、これは、24 時間の居住型ケアにおいて監督することが必要な 17 歳以下の子どもに特別なプログラムとよりよい設備を提供するための方策である。この方策は、子ども達の特別なニーズに応じるための、専門的な目的に基づいた居住型ケアの施設を設立することを目指している。

現在、それぞれのケアの元に置かれている少数の子ども達は同じ建物の中で生活している。それぞれのニーズは異なるため、それに見合った居住型ケアに焦点を当てることが提案されている。問題の異なる子どもに別々の設備を提供することにより、個々人にあった適切なケアや保護的な監督、特別に作成したプログラムを子ども達は受ける事ができる。こうして、現代のニーズを満たしていないという従来の問題に加え、施設が老朽化している、専門家による治療やリハビリが出来る環境がないという状況から、RSS は現代的な目的に基づいた施設、制度を提供することを目標としている。RSS では、重要な要素として、Youth justice と Care protection の施設を完全に分ける、性的虐待を受けた青少年や、深刻な行動上の問題を持つ

た子どもの治療のための新しい専門的治療ユニットを設けるなどを掲げている。

入所対象は、17歳以下の子どもであり、Youth justice provisionのもとでは、40人の子どもがケアを受ける事が出来る。これらの子ども達は、逮捕された者、罪を告発され、裁判所の聴取、あるいは聴取の結果待ちの者、裁判所によって施設の元での監督を言い渡された者である。逮捕された者については、CYPFA235条に基づき、警察が子どもを逮捕した際、かれらが裁判所に来なかつたり、更に罪を犯したり、証拠を隠滅したり、目撃者を妨害したりするおそれがある場合、一時的に Youth Justice Residence に置く事ができる。罪を告発された者については、CYPFA238(1)、Criminal Justice Act1985に基づき、聴取されるまで、及び判決ができるまでの間など留置することができる。裁判所による施設での監督命令はCYPFA311に基づいており、コミュニティで6ヶ月監督の後、3ヶ月まで子どもを置くよう Youth Justice は命令を出す事が出来る。これらは普通、短期間であり、最長期間は3ヶ月である。

Criminal Justice Provision のもとでは、6人の子どもを保護することができる。ここでの対象は、有罪を言い渡された子ども、傷つきやすい・まだ成熟していないなどで刑務所に行くのが危険である子ども、まだ17歳に達していない子ども、その他特別の事情のある子どもである。

ここでは、子ども達はきめ細かく決められた時間設定によって教育や職業的訓練、リハビリテーション、治療、レクリエーションなどを受ける。それぞれの子どもが罪を犯した理由を考慮し、再犯を防ぐようにするための個別のプログラムが用意される。

また、17歳までの子どもが、コミュニティで安全に世話をされていない場合、Care and Protection におかれることとなる。施設への送致の理由は、発達やウェルビーイングが阻害されている、彼らの行動が自身や他者にとって危険である、罪を犯すこともあるがまだ幼い、親が面倒を見ないあるいは見ることが出来ない、ケアの責任をとる人の間で重大な違いがある、重要な心理面での愛着を形成する能力が不足している、などである。

期間は、2週間から6ヶ月、あるいは1年である。出来るだけ、早くコミュニティに戻す事をを目指している。それぞれの子どものケースチェックは、毎日行われており、Family group conference は6ヶ月ごとに行われる。新しい方向として、家族の絆により焦点が当てられているが、家族が安全かどうかの判断は話し

合いで決定される。親権はCYFが持つこともあり、親はファミリーセラピーなどを受けにここに来るよう促がされるが、義務ではない。

(荒川)

5. Family Home

「ファミリーホーム」は、保護された子どもが委託先決定まで過ごす、いわば日本の一時保護所にあたるものである。グループホームの形態をとっており、ニュージーランド国内に50ある。家屋はCYFによって提供され、通常、両親が2人おり、家庭のような雰囲気を重視している。送致してきた子どもがショックを受けないようにと配慮がなされている。

ここでの役割は、生來の家庭で養育する事が困難な子どもにコミュニティでの里親家庭等が見つかるまでの間子どもを保護する事である。基本的には、元の家族や親類の元に戻すよう努力するが、無理な場合は、里親家庭や施設に行く事となる。兄弟がいる場合などは別々にならないように努力する。また、緊急の一時保護や、休日、休暇の際の一時保護なども行っている。乳児がいる母親と一緒に滞在させどのように子どもを育てるかなどを教えたりもする。更に、家庭に対する子どもの不満を聞いて、ソーシャルワーカーに連絡するなどもしている。

28日間の滞在が可能であるが、必要な場合は更に28日間子どもを置く事ができる。

職員はほとんどが夫婦やパートナーで、訓練を受けたソーシャルワーカーである。保育者を対象に CYF は研修制度を設けている。保育者は、月に2日行われる訓練プログラムを受け、法的な問題や身体的・性的虐待、体罰でないしつけの方法、10代の自殺などについて学習する。7~8つの研修を受けた後、資格が与えられるが、資格を取得した後も、定期的に訓練を受ける事となる。また、CYF の地方支部のスーパーバイザーが1ヶ月に一度、チェックシートに基づきチェックを行っている他、ソーシャルワーカーが頻繁に施設を訪れ子ども達の様子などをチェックしている。

(荒川)

6. Open Home Foundation

子どもや家庭を支援するサービス機関であり、The Children, Young Persons and Their Families Act(1989)に基づいているが、社会福祉局とは独立した組織である。また、キリスト教信者によってサービスは支えられているものの、特定の教会に属しているわけではない。

ニュージーランド国内に 16 の支部があり、100 人以上の職員と 700 人以上の里親、ボランティアによってサービスが提供されている。職員は、ソーシャルワーカーとマネージャー、事務職員である。ソーシャルワーカーは、大学で 4 年間の課程を修了しているか、Diploma を持っている。CYF などでの実務経験があることや、学会に所属していることなどが望ましいとされている。

その他、Prayer Partners、ボランティア、フォースターピアレントなどによって組織は支えられている。

この組織の目指す所は、子どもが強い愛情にあふれた生来の家庭で育つことである。この目的のもと、家族の能力を向上させ、維持するといった長期的目的をもったプログラムを提供している。これらのプログラムは、クリスチャンの家族による短期、長期の里親ケアも提供しており、自分の家族に戻る事が出来るようになるまで代替的なケア等を必要とする子ども達に、安全で愛情に満ちた環境を提供している。できれば血縁のある家庭がよいが、無理な場合は、永続的な里親の元で、生来の家族ともコンタクトを保つようにする。スローガンは ‘Families helping families’ であり、家庭的な環境を重視している。

サービスの対象は、次のような問題を抱えている親あるいは家庭であり、ケアが必要な子どもがいる場合である。すなわち、子どもを養育するのに困難を感じている、子どもを適切に育てたりしつけたりする方法が分からず知識などが必要、子どもに情緒的問題や障害があり支援的ケアが必要、子どもとうまくやっていけず子どもが虐待されている兆候をみせている、といった子どもの養育に関する問題や、経済的、住居上の、あるいは仕事に関連した問題がある、カウンセリングや援助を受けている、子どもをフルタイムでケアする事が出来ない、精神的、肉体的に疲労していて支援が必要、病気だったり薬物やアルコール中毒で家族と離れて治療が必要、といった親側の問題などである。更に病院へ行ったり休暇で出かけたり一時的に休みたい、といった状況でも利用する事が出来、基本的に親や本人からの相談により里親サービスが提供される。

ケアの長さやタイプはそれぞれだが、大抵 2、3 日か、2、3 週間である。中には 2 ヶ月にもなるものもある。しかし、これはクライアントとソーシャルワーカーの自発的な取り決めであり、変更する事が可能である。

法律上は、最大 28 日と決められているが、更に 28 日延長することが可能である。もし、これが 56 日を越える場合は、Care & Protection Coordinator に通

告し、Family Group Conference を召集しなければならない。

里親サービスの他、ここで提供されているサービスは大きく分けてソーシャルワーク、家族や個人に対するカウンセリング、青少年へのサービス、親への教育などである。里親サービスは上述の通り、訓練を受けたクリスチャンの家族によって提供され、基本的に生来の家庭が回復するまでであるが、元の家族に戻る事が不可能な場合は、永続的な提供となる。

ソーシャルワークの中には、家族へのセラピーや個人へのカウンセリング、親としての技術や家計に関するアドバイスの提供などがある。また、必要な場合は、他機関や専門機関への斡旋も行っている。また住居を見つけたり、手当の支給や物質的な支援などを得るための援助も行っている。その他、子どものいる家庭が援助の必要な家庭を支援したり、妊娠した 10 代の若者に対する家庭提供、問題を抱えた 10 代の若者への特別なプログラム、青少年対象のキャンプやレクリエーションなどのプログラムなども行われている。

(荒川)

7. Barnardos

この機関の目指す社会は、子どもが愛情あふれる大人、立派な親に成長できるような社会である。適切なケアや支援、教育を通じて、子どもが様々な幸せを体験できるようにしながら、ニュージーランドの家族や地域社会を助けることを使命としている。質の良い早期教育や保育を必要としている家族、ストレスを抱えていたり危機に陥っている家族、家族や家族サービスについての情報が必要な人々、リスクのある子ども、単親家庭などを対象としている。

年間、6,700 人の子どもや青少年、5,200 人の親や家族を援助している。ソーシャルワーカーの他に、ボランティアで構成される 評議会（審議会）や、ボランティア、保育者・里親などがある。評議会では、ボランティアのメンバーが会の方針などを定めたり、結果をモニターしたりしている。

サービスの対象は、次のような親や子どもである。すなわち、質の良い早期教育や保育、放課後保育が必要、ストレスを抱えている、家族や家族サービスについての情報が必要、リスクのある子ども、ひとり親家庭、などである。また、特に早期教育センターにおいては、自分の子どもを他者と交流させたい、一時的な休暇が欲しい親なども対象である。

サービスの内容は、教育的保育・放課後のサービスと support service に大きく分けることができる。教

育的保育・放課後サービスには、以下のようなものがある。（利用実績表参照）

Family Day Care では、乳児から学童児を対象としており、親が仕事や勉強をしている時に、あるいは休みが欲しかったりストレスを抱えていたり、困難を経験している時に子どもに保育を行っている。ケアは保育者の家で行われ、時間は流動的である。保育者は事前に訓練を受けている。

Early Learning centers では、家庭ではなくセンターで早期教育や5歳児までの保育を提供する。Out-of-School Care は保育者の家で行われ、放課後の活動や、休日のプログラムを提供することもある。

次に Support service について、Family support では、ストレスを抱えている家族に対し、ワーカーは家庭を訪問して、子育てや家族の関係、家事などについて援助を行う。この家庭訪問は3～9ヶ月行われる。また、グループワークもあり、そこで親は支援を通じて新しいスキルを学んだり、自信を獲得したりする。最終的に人々をエンパワーさせることが目的である。また、Foster Care から戻ってきた子どもへの対処方法や、自閉傾向にある子どもへのサポートなども行っている。

Children's Access は、子どもが親権のない親に会う際、安全でなかつたり支援が必要な場合にスーパービジョンを行ったり、親と良い関係を築く際に援助を行ったりしている。

Foster care は、子どもの家族が危機に直面している時に提供される。子どもの利益を出来るだけ確保するために里親家庭を注意深く選出したり、里親家庭に質の高い支援を与えたりする。また里親になるには12時間以下の訓練が必要であり、虐待の子どもの特徴や体罰ではないしつけ法などを学習する。

Parents as first teachers では、多くの機関が Parent Education Program を行っており、子どもが生まれる前後3～6ヶ月から、2、3歳までの間、家庭を訪問して援助を提供する。

Family Star では、マオリや太平洋諸島の人々と協働し、生後2、3ヶ月のリスクのある子どもを対象として介入プログラムを提供している。家族を基盤とした集中的なプログラムであり必要な場合は継続される。

Family homes では、犯罪までは至らず、裁判所には行く必要はないが、ケアの必要な低年齢児が対象とされる。6～8人のソーシャルワーカーやセラピストが24時間体制で勤務している。専門のセラピストによるプログラムなどが提供されている。

Family counseling は、家族員との別れなどの悲しみやその他の危機にさらされている家族に対してカウンセリングを提供する。電話でのカウンセリングサービスも行われている他、バーナードスで里親家庭を提供された子どもに対する情報提供なども行っている。

Footprints to feeling safe は家庭内暴力にどのように対処するかについての特別なプログラムを提供しており、5歳から12歳までの子どもが対象である。Te poutama arahi rangatahi The steps to guide youth では、性的虐待を受けた子どもがそのサイクルを断ち切るためのプログラムを提供している。Te poutama akoranga The steps to learning では、Northern residential center でケアを受けていた子どもへの教育プログラムを提供する。Youth skills は特別な生活技術が必要な青少年を対象としたコースを提供している。Social Workers in Schools や Rural Social Work では、バーナードスからソーシャルワーカーが派遣される。更に Family advocacy and information resource(Fair)center や Child and family research center などの研究機関もあり、調査や情報提供が行われている。

(荒川)

8. 大学におけるソーシャルワーカー養成教育

ニュージーランドのソーシャルワーカー養成に関して、南島のクリストチャーチのカンタベリー大学と北島のオークランドのユニテック工科大学で大学教員にヒアリングを行った。

1) カンタベリー大学におけるソーシャルワーカー養成カリキュラム

カンタベリー大学ソーシャルワーク学科(University of Canterbury Department of Social Work)では、学科長であるマリー・コナリー(Marie Connolly)教授とイボンヌ・クリクトン-ヒル(Yvonne Crichton-Hill)教授に、ファミリー・グループ・カンファレンス(FGC)を中心とするニュージーランドの児童福祉に関する法改正の概要や背景と、同学科でのソーシャルワーカー養成システムの説明を受けた。

コナリー教授は「ニュージーランドのソーシャルワーク」という2001年発刊の本の編者でもあり、過去の業績でも FGC についての論文を発表するなど、児童福祉分野の専門家である。

大きく言ってニュージーランドのソーシャルワー